

平成26年度

民事事件担当裁判官協議会

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

目次

<第1部 統計>

【グラフ1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件）	1
【グラフ2】既済事件の平均審理期間の推移（ワ号事件）	1
【グラフ3】未済事件の平均係属期間の推移（ワ号事件）	2
【グラフ4】係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件） ..	2
【グラフ5】庁規模別の平均未済係属期間の推移（係属期間が1年を超えるワ号事件） ..	3
【グラフ6】控訴審の既済件数・判決件数・取消数（率）（双方弁護士選任のネ号事件）	3
【グラフ7】合議事件の平均審理期間の推移（ワ号事件，中央値・平均値）	4
【グラフ8】合議事件の手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施したワ号事件）	4
【グラフ9】合議事件の平均期日回数及び平均期日間隔の推移（人証調べを実施したワ号事件）	5
【グラフ10】合議事件の人証調べ未実施の和解終局事件割合等の推移（ワ号事件）	5
【グラフ11】合議事件の終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）	6
【グラフ12】合議事件の控訴件数，控訴率及び控訴事件割合の推移（ワ号事件）	6
【グラフ13】既済事件の合議件数及び合議率の推移（「金銭のその他」を除くワ号事件）	7
【グラフ14】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	7
【グラフ15】新受事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	8
【グラフ16】簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移	8
【グラフ17】審理期間が2年を超える既済事件の合議率と未済平均係属期間の関係（ワ号事件）	9
【グラフ18】既済事件の審理期間別事件割合	10
【グラフ19】既済事件の審理期間別の合議率	10
【グラフ20】弁護士数及び経験年数別の弁護士割合の推移	11

（注）① 審理期間については，裁判所で一般に公表している審理期間代表値ではなく，実数値（N 値）を用いている。

② 平成 26 年の数値は，速報値である。

＜第2部 アンケート＞

第1	左陪席主任の合議事件における合議の現状.....	12
1	事件類型別の右陪席の関与の度合い.....	12
2	各部の合議事件においてⅠの事件が占める割合	14
3	争点整理段階からの右陪席の関与の度合いを決める（ⅠからⅢに振り分ける）に当た たての考慮要素.....	14
4	Ⅰの事件の争点整理段階における右陪席を含めた3人での合議の対象・程度	15
5	Ⅰの事件における右陪席を含めた3人での心証合議の時期・程度	16
(1)	心証合議を開始する時期	16
(2)	争点整理段階（A又はB）の段階から心証合議を開始する場合の合議の程度（争 点整理段階）	16
6	Ⅰの事件における争点整理段階での右陪席の実質的関与の心証合議への影響	17
7	Ⅰの事件における争点整理段階での合議に向けた右陪席の準備	18
8	Ⅰの事件での右陪席の実質的な関与を実現するための部総括の工夫.....	19
9	Ⅰの事件での右陪席の関与の現状に対する認識	20
(1)	現状を変える必要性の有無.....	20
(2)	現状を変える場合、どのように変えるか。	20
(3)	現状を変えるに当たってのあい路.....	21
(4)	あい路の克服策.....	22
第2	右陪席主任の合議事件	23
1	どのような事件を右陪席主任の合議事件としているか。	23
2	どのような目的で右陪席主任にしているか。	23
3	右陪席主任事件と左陪席主任事件の合議の違いの有無.....	24
4	右陪席主任の合議事件と左陪席主任の合議事件ではどのような違いがあるか。 ...	24
第3	合議の活用.....	25
1	適切な付合議のための工夫	25
2	新件段階での合議と単独の振り分け担当者（新件段階での振り分けが適切な付合議 に結び付いているとしている部）	26
第4	昨年度の協議会での協議結果を踏まえた取組状況等	27
1	部の機能の活性化に関して、部で実践している取組	27
(1)	審理運営改善（ただし、弁護士会との関係の取組は除く。）	27
(2)	判断の質の向上.....	28
(3)	庁としての取組に結びついている取組	29
2	審理運営改善に関する弁護士会との協議会の実施状況等	31
(1)	実施回数.....	31
(2)	行っている場合、その実施形態	31
(3)	行っている場合、その成果の有無.....	32
(4)	成果がある場合、その内容.....	32

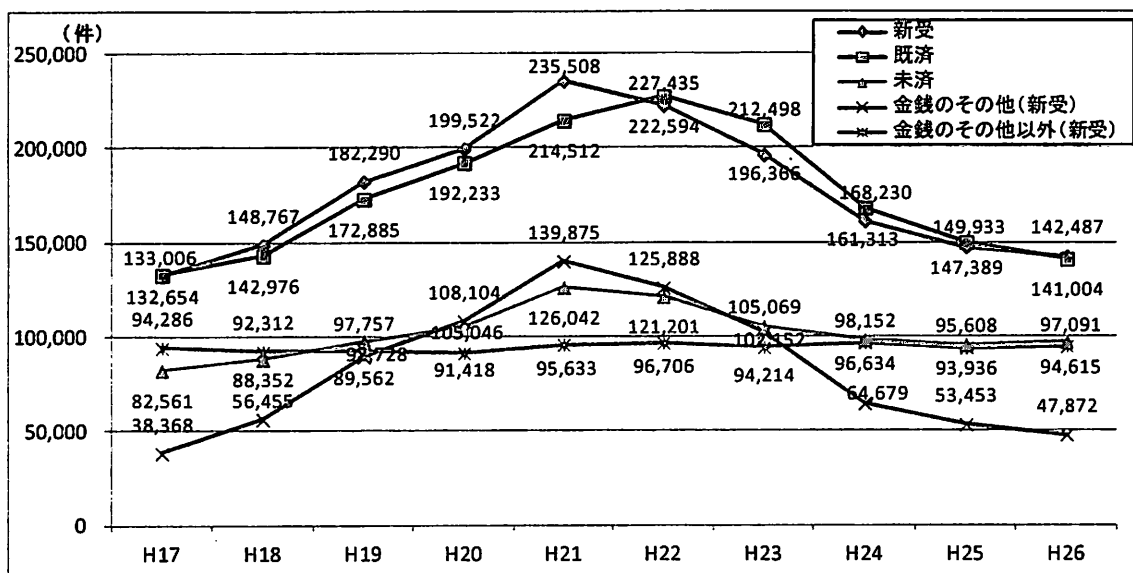
3 部の機能の活性化の取組についての、審理運営改善や複雑困難訴訟の判断の質の向上面での成果.....	33
(1) 成果を実感しているか。	33
(2) 実感している場合、どういう点からそう感じるか。	33
(3) 実感していない場合、それはなぜか。	34

- (注) ① 本資料は、平成26年7月22日付け民事局第二課長事務連絡「民事事件担当裁判官協議会のためのアンケートについて」により、地方裁判所の協議員に回答を依頼したアンケートの結果を、協議の参考となると考えられる事項を中心に、民事局において分類・集計して作成したものである。本年度の協議会では、部の機能の活性化に向けた取組について、合議の充実を中心にした協議が行われると考えられるため、合議の現状については、特に右陪席が実質的な関与をしている事件に焦点を当てて、アンケート結果を取りまとめている。なお、アンケートは主に文章形式での回答を求めるものであったため、分類を一義的に行うことが困難な部分等があり、取りまとめ結果の中には、必ずしも実情を正確に反映しているとはいえないものも含まれている可能性はあるが、協議の中心となると考えられる事項について、全体的な傾向を把握するための参考にはなるものと考えられる。
- ② 本資料中、第1から第4の1までは、地方裁判所の協議員が所属する部ごとのアンケートの回答（合計79か部からの回答）を、第4の2は、地方裁判所の協議員が所属する庁ごとのアンケートの回答（合計50庁からの回答）を、第4の3は、地方裁判所の協議員ごとのアンケートの回答（合計107人からの回答）を、それぞれ集計したものである。
- ③ 各グラフの見出し末尾の〔 〕内の番号等は、上記事務連絡別添の「民事事件担当裁判官協議会事前アンケート」の第3のアンケート事項の番号等に対応しており、〔 〕内のアンケート事項に対する回答から集計したことを示している。

＜第 1 部 統計＞

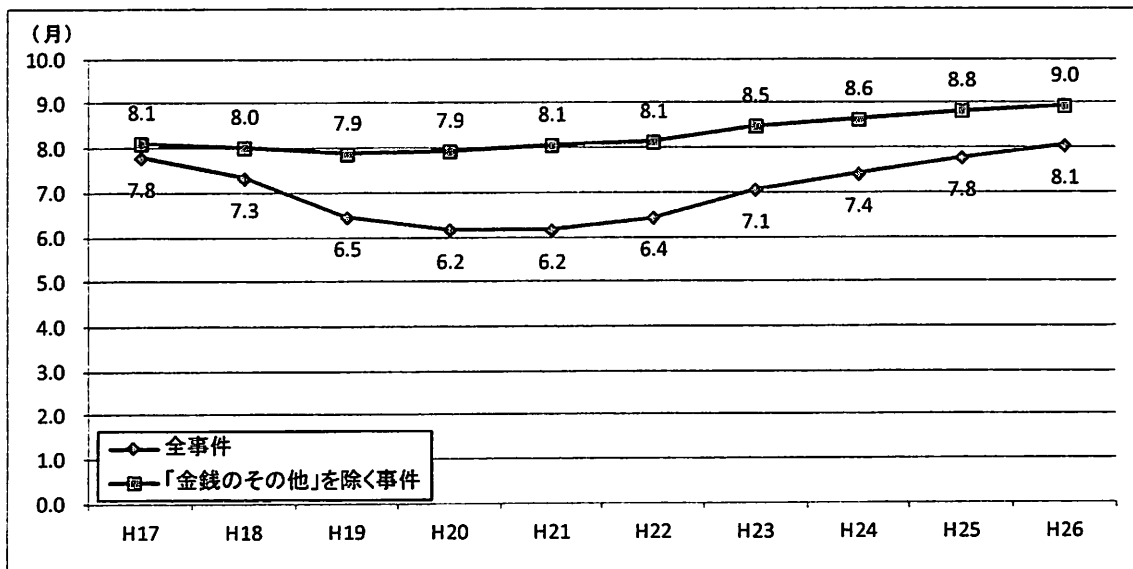
【グラフ 1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件）

ワ号事件の新受件数は、平成 18 年以降急増し、平成 21 年をピークに大幅な減少に転じているが、これは「金銭のその他」の中に主に含まれる過払金返還請求事件の増減の影響によるものと考えられる。過払金返還請求事件は終息しつつあり、平成 26 年の新受件数は、平成 18 年の水準を下回る 14 万 2 千 487 件となっている。



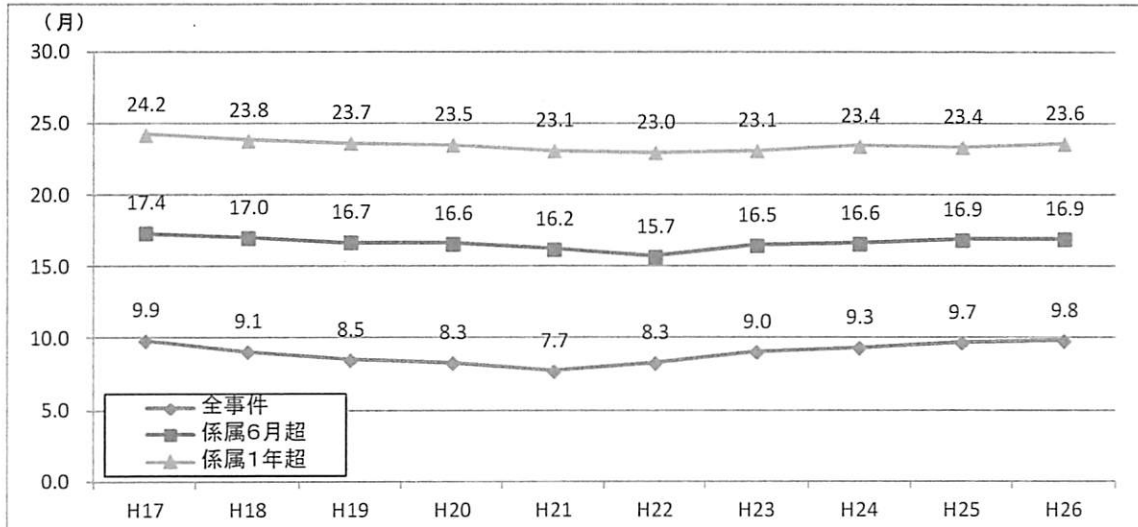
【グラフ 2】既済事件の平均審理期間の推移（ワ号事件）

ワ号事件の既済事件の平均審理期間は長期化している。全体の平均審理期間が長期化している点については、早期に終局することが多い過払金返還請求事件が減少した影響が大きいと考えられるが、「金銭のその他」を除く事件の平均審理期間についても長期化しており、平成 26 年には、現行民事訴訟法施行直後の平成 10 年（「金銭のその他」を除く事件の平均審理期間は 9.1 月）の水準まで戻っている。



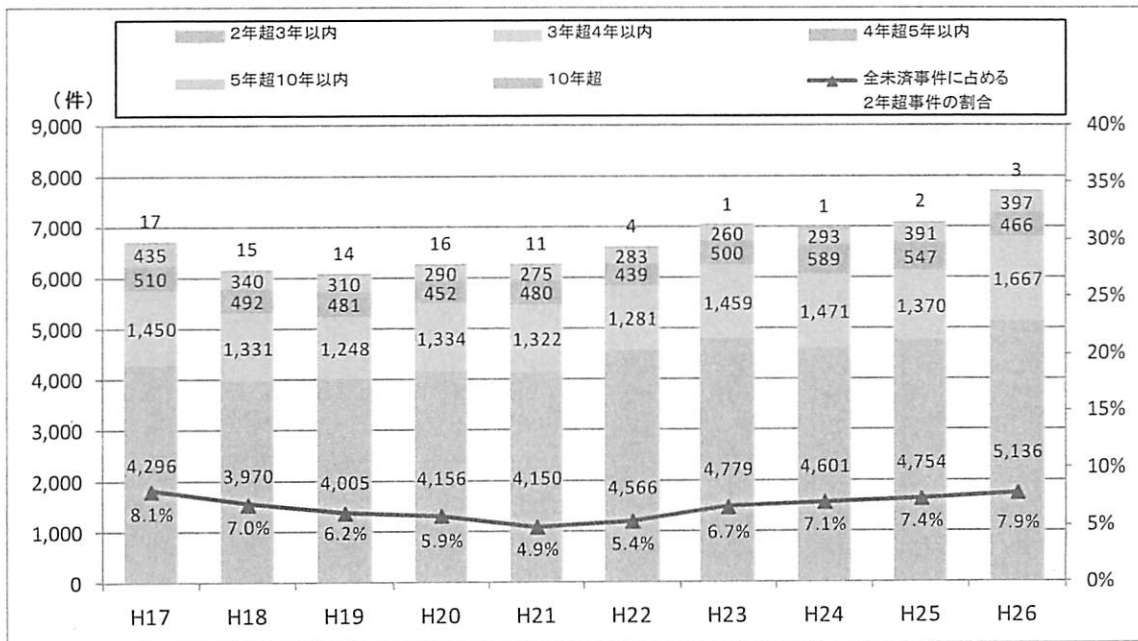
【グラフ3】未済事件の平均係属期間の推移¹（ワ号事件）

ワ号の全未済事件を対象とした平均係属期間は、平成22年以降長期化している。早期に終局することが多い過払金返還請求事件の減少による影響を除去するため、係属期間1年超の未済事件について見ると、平成22年まで短縮しているが、その後は、わずかであるが長期化に転じ、平成26年は、平成22年に比べ+0.6月となっている。



【グラフ4】係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）

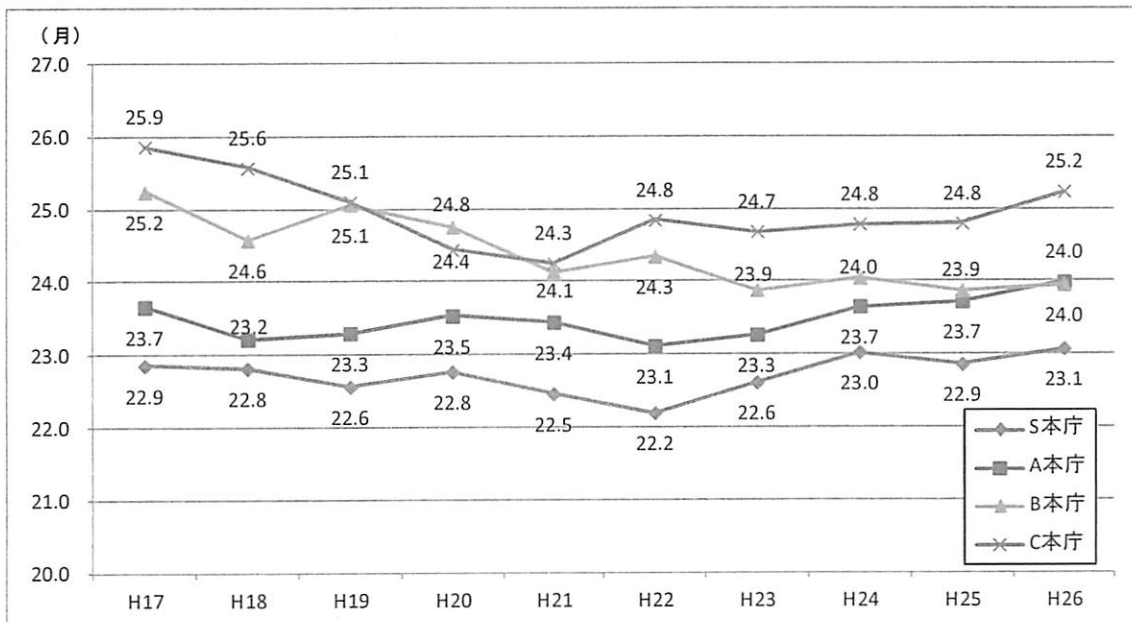
係属期間が2年を超えるワ号の未済事件は、平成20年以降おおむね増加傾向にあり、平成26年は前年に比べて600件程度増加した。新受件数が減少している状況も併せ考えると、長期未済事件の割合は高まっている傾向にあるといえる。



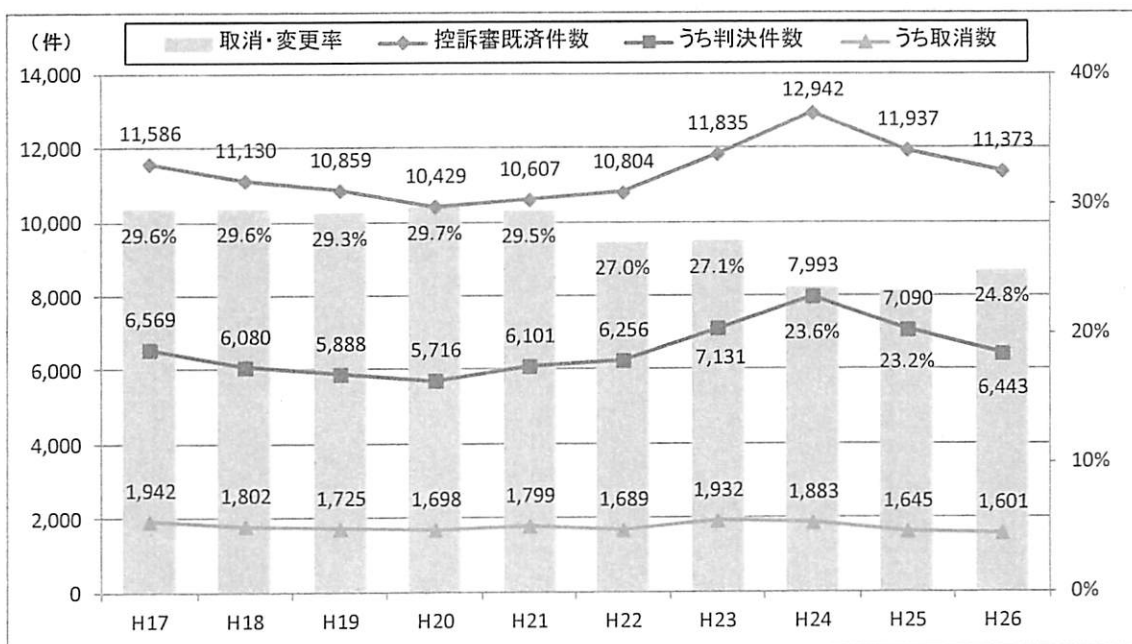
¹ 係属期間「6月超」及び「1年超」を抽出したのは、おおむねこの期間内に終了する過払金返還請求事件の影響を除去するためである。

【グラフ5】庁規模別の平均未済係属期間の推移（係属期間が1年を超えるワ号事件）

☞ 庁規模別に分類した係属期間1年を超えるワ号事件の平均未済係属期間の推移については、規模が小さい庁ほど平均係属期間が長くなっている傾向は依然として見られるが、近時、特大庁（S庁）と大規模庁（A庁）の平均係属期間が長期化して中規模庁（B庁）との差が小さくなっており、平成26年には、大規模庁と中規模庁の差はほとんどなくなっている。



【グラフ6】控訴審³の既済件数・判決件数・取消数（率）（双方弁護士選任のネ号事件）

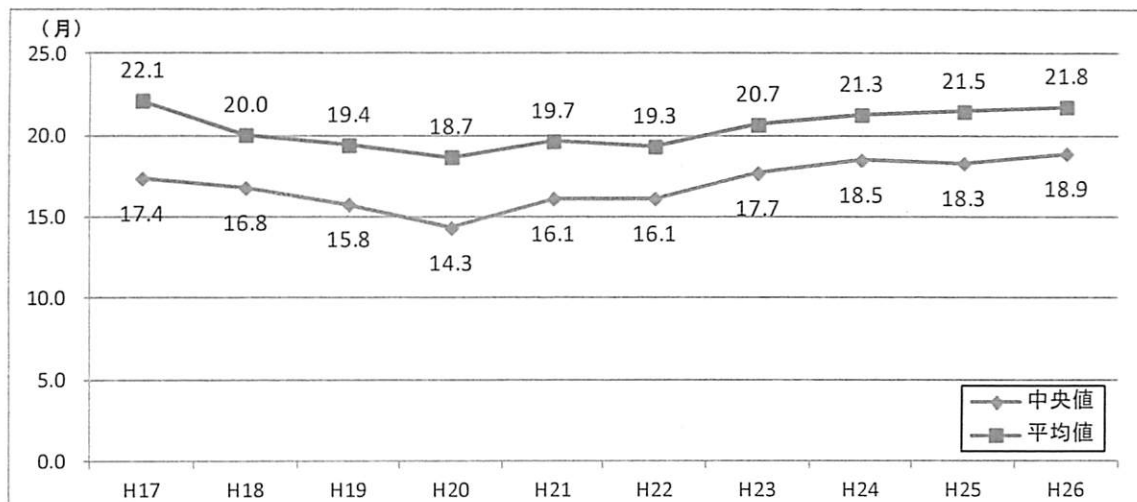


² 庁の規模は、全50地裁本庁を、過去の平均事件数などから、S（特大庁2庁＝東京・大阪）、A（大規模庁10庁）、B（中規模庁16庁）、C（小規模庁22庁）と便宜的に分類したものである。

³ 人事訴訟事件及び知財高裁の事件を含む。

【グラフ7】合議事件の平均審理期間の推移（ワ号事件，中央値・平均値）

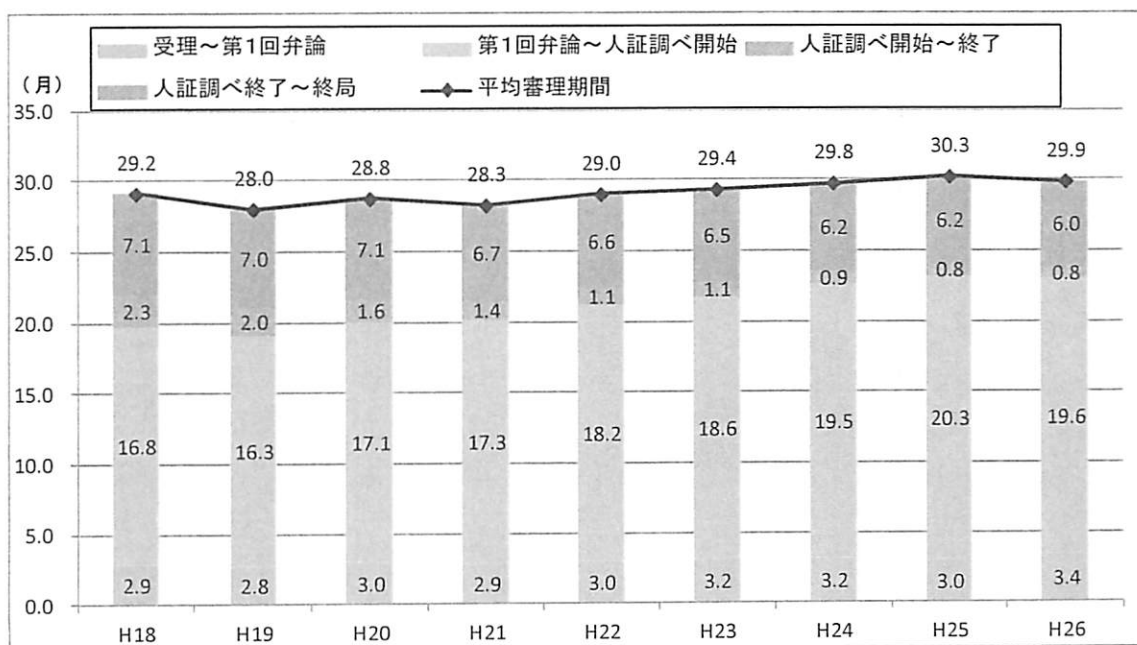
☞ ワ号合議事件の既済事件の平均審理期間は，平成21年以降，おおむね長期化傾向にあり，平成26年も同様の傾向が続いている。



【グラフ8】合議事件の手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施したワ号事件）

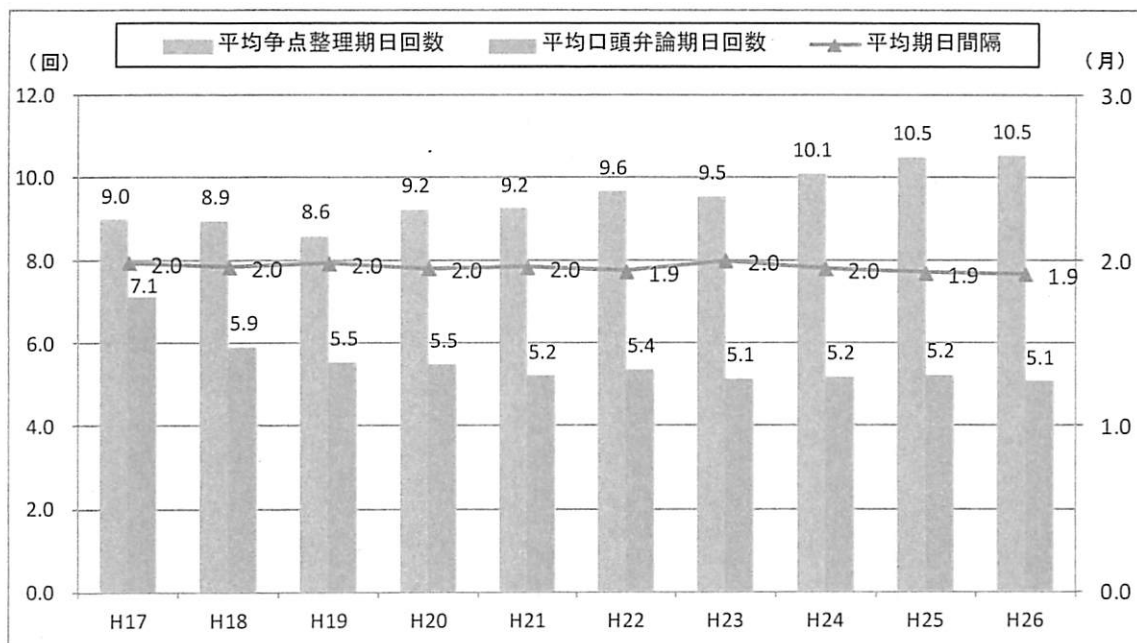
☞ 人証調べを実施したワ号合議事件の平均審理期間は，平成22年から平成25年まで長期化傾向にあり，平成26年は短縮化に転じたものの，平成19年と比べ2か月近く長期化している。

手続段階別に見ると，「人証調べ開始から終了」，「人証調べ終了から終局まで」の期間が短縮している一方，「受理から第1回弁論」，「第1回弁論から人証調べ開始まで」の期間が長期化している。特に，争点整理期間（「第1回弁論から人証調べ開始まで」）は，平成26年には，平成19年と比較して約3.3月長期化しており，審理期間長期化の主要因は，争点整理期間の長期化であると考えられる。

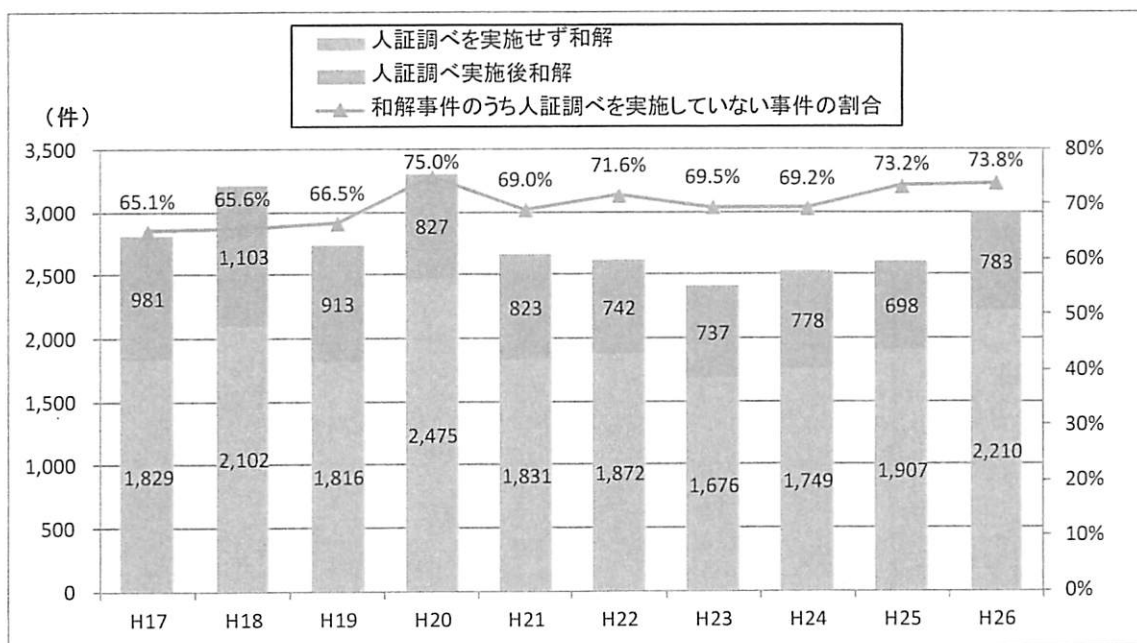


【グラフ9】合議事件の平均期日回数及び平均期日間隔⁴の推移（人証調べを実施したワ号事件）

平均口頭弁論期日回数と平均期日間隔がほとんど変化していない一方、平均争点整理期日回数は、平成26年には、平成19年と比べ2回程度増加しており、争点整理期日回数の増加が争点整理期間の長期化の一要因と考えられる。

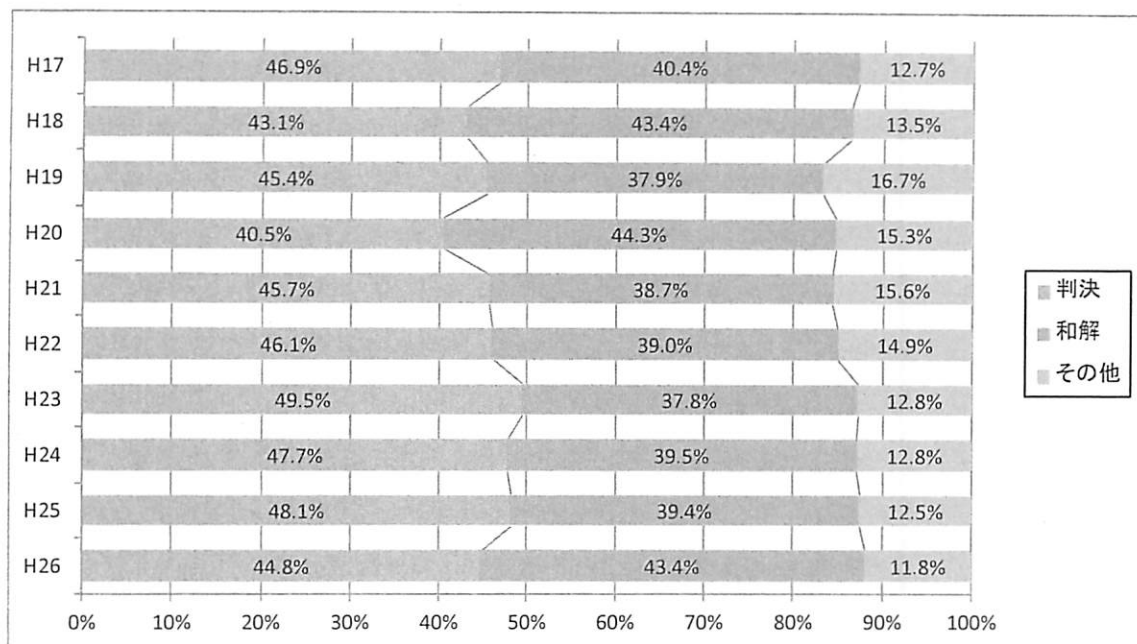


【グラフ10】合議事件の人証調べ未実施の和解終局事件割合等の推移（ワ号事件）



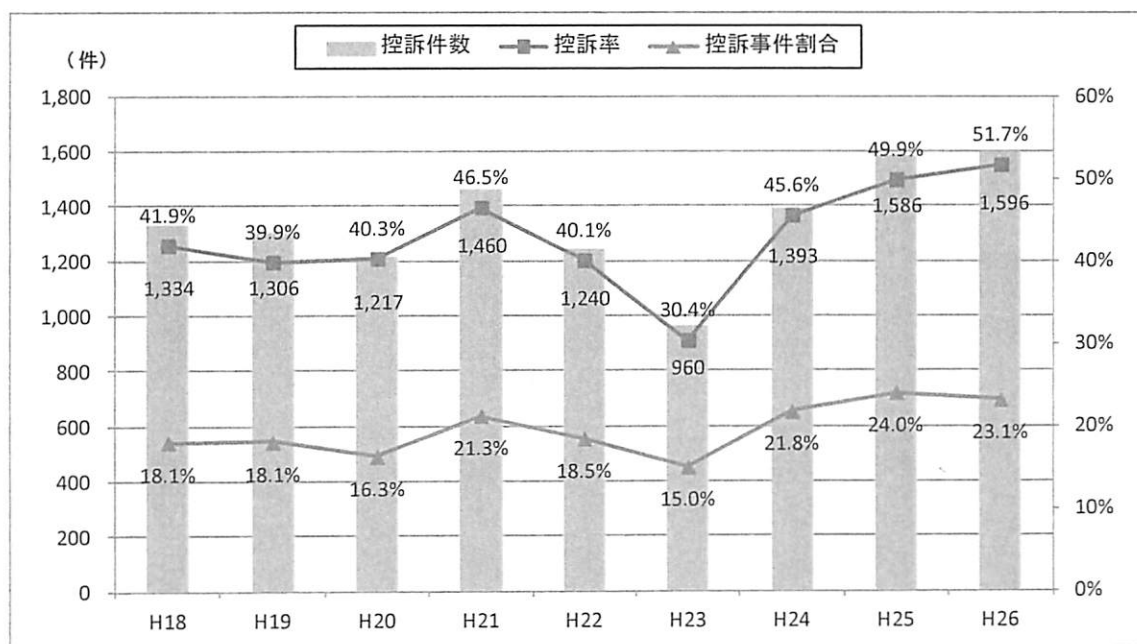
⁴ ここでの平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数（平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値）で除した数値である。

【グラフ11】合議事件の終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）



【グラフ12】合議事件の控訴件数、控訴率及び控訴事件割合⁵の推移（ワ号事件）

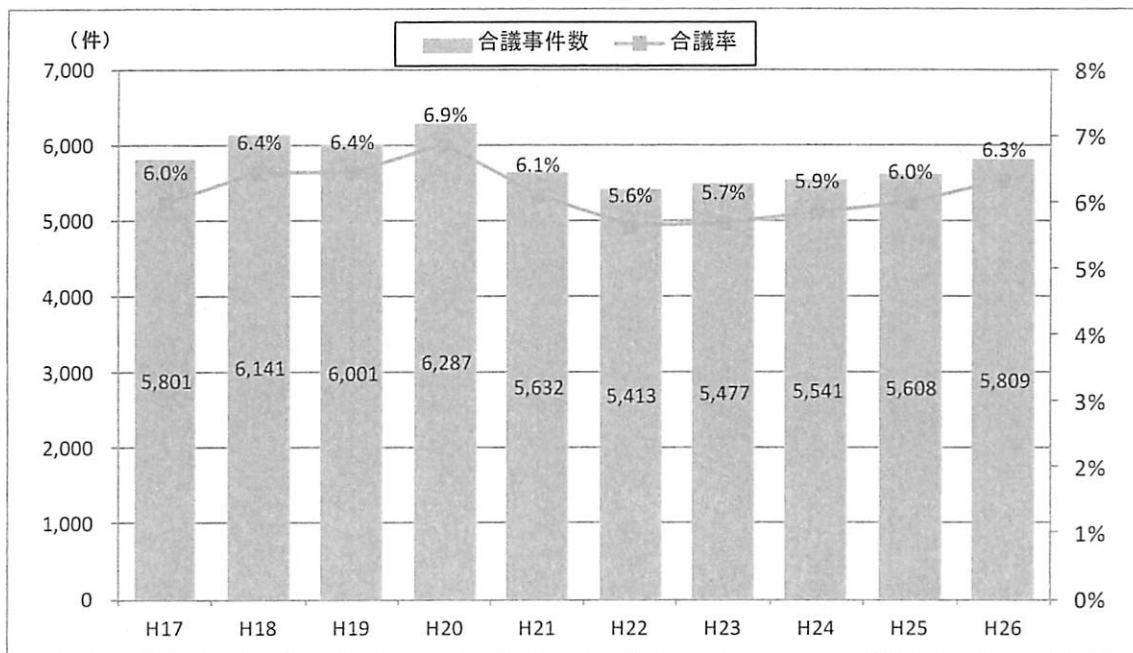
ワ号合議事件の控訴率は、平成23年に大幅に減少した後、増加に転じ、平成26年は51.7%と高い水準となっている。また、全既済事件のうちの控訴事件の割合を示した控訴事件割合でも、おおむね同様の傾向が見られる。



⁵ 控訴率は判決で終局した事件のうち控訴がされた事件の割合を、控訴事件割合は全既済事件のうち控訴がされた事件の割合をいう。

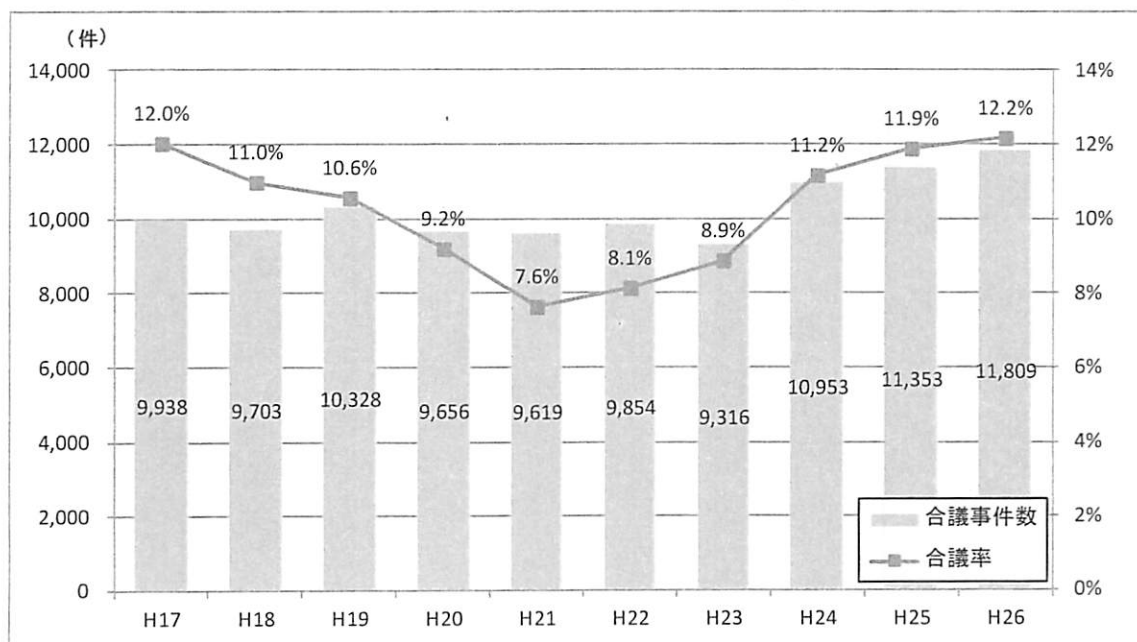
【グラフ13】 既済事件の合議件数及び合議率の推移（「金銭のその他」を除くワ号事件）

☞ 「金銭のその他」を除くワ号既済事件の合議率は、平成23年以降、わずかながら増加傾向にあり、平成26年は、6.3%となっている。



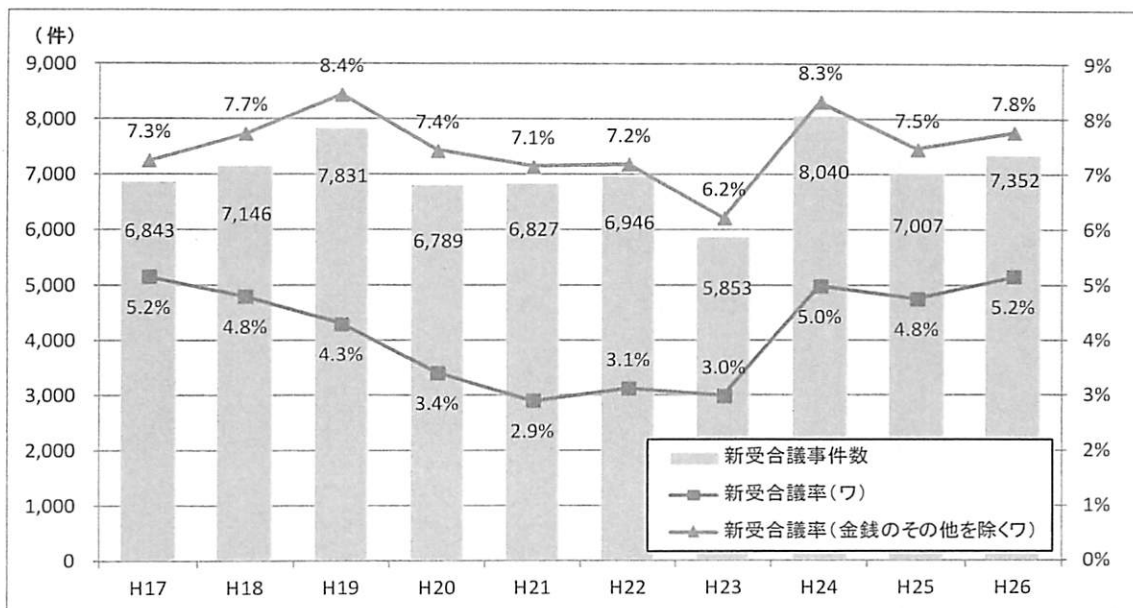
【グラフ14】 未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）

☞ ワ号未済事件の合議率は、平成22年以降、増加傾向にある。未済事件の合議率の増加は、過払金返還請求事件の減少の影響もあると考えられるが、件数で見ても平成26年は平成17年以降最多の1万1809件となっており、合議の活用が進められていることが見受けられる。



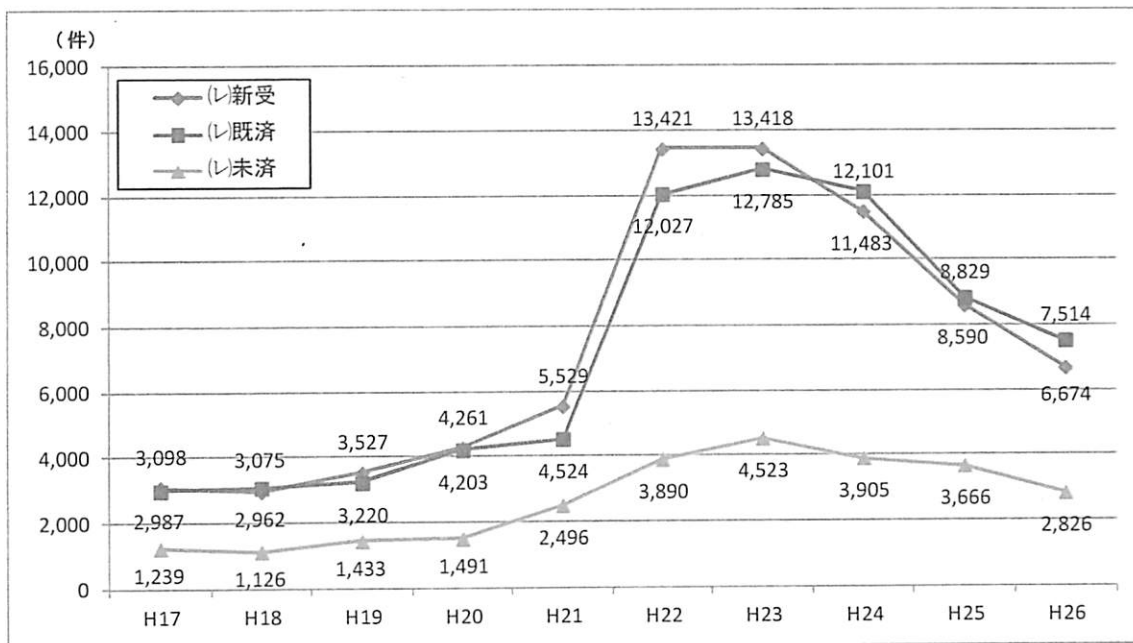
【グラフ15】新受事件の合議件数⁶及び合議率⁷の推移（ワ号事件）

ワ号新受事件の合議率は、平成24年に急激に増加したこともあり、平成25年には減少したが、平成26年は増加に転じた（平成25年の新受合議率の減少は、平成24年に急激に付合議が進み、合議の未済件数が急増したためとも考えられる。）。



【グラフ16】簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移

簡裁控訴（レ号）事件の新受件数は、平成24年以降、大幅な減少傾向が続いており、依然として高い水準にはあるものの、平成26年も、前年に比べ2000件近く新受件数が減少している。



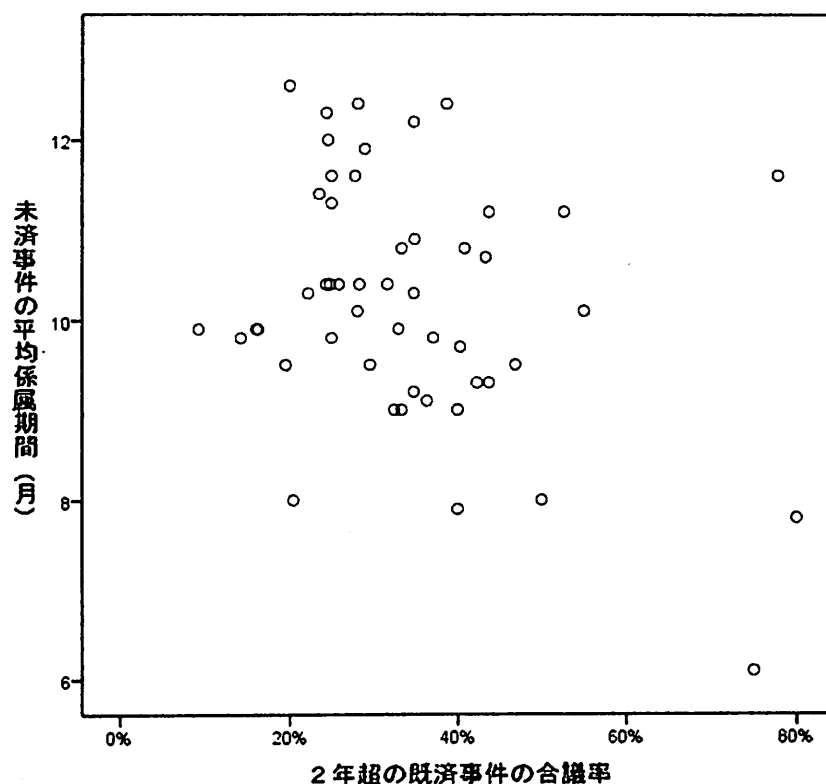
⁶ 当該年に既済となった合議事件数と同年末に未済となっている合議事件数の合計値から、その前年末に未済となっていた合議事件数を引いた件数を、当該年の新受の合議事件数として算出している。

⁷ 「新受合議率（金銭のその他を除くワ）」は、分母となる単独及び合議の新受件数から「金銭のその他」を除いて算出した。

【グラフ17】 審理期間が2年を超える既済事件の合議率と未済平均係属期間の関係（ワ号事件）

☞ 地裁本庁50庁を対象として、審理期間が2年を超える既済事件の合議率と未済平均係属期間の関係をみると、審理期間が2年を超える既済事件の合議率が高い庁ほど、庁全体の未済平均係属期間が短くなる傾向が見受けられる。審理期間が2年を超える理由は様々であり、画一的に考えることはできないが、審理期間が2年を超えるような複雑困難な事件を適切に合議に付して審理することが、単独事件の処理を含めた庁全体のパフォーマンスの向上に影響していると考えられることもできる。

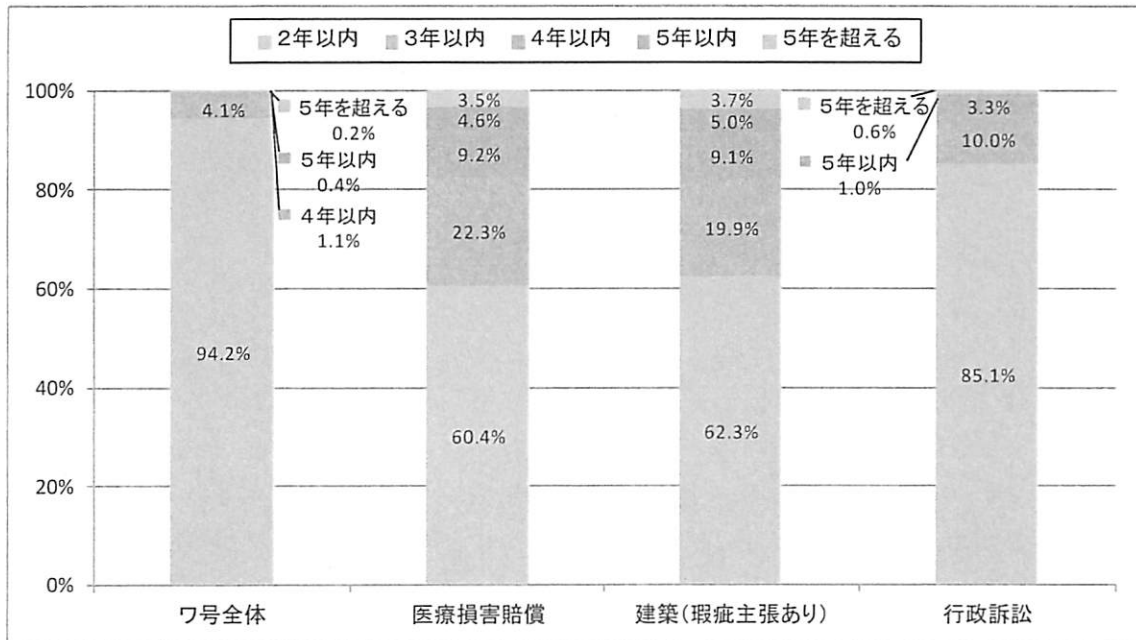
（平成26年・全地裁本庁⁸）



⁸ 各プロットが各地裁本庁を示している。

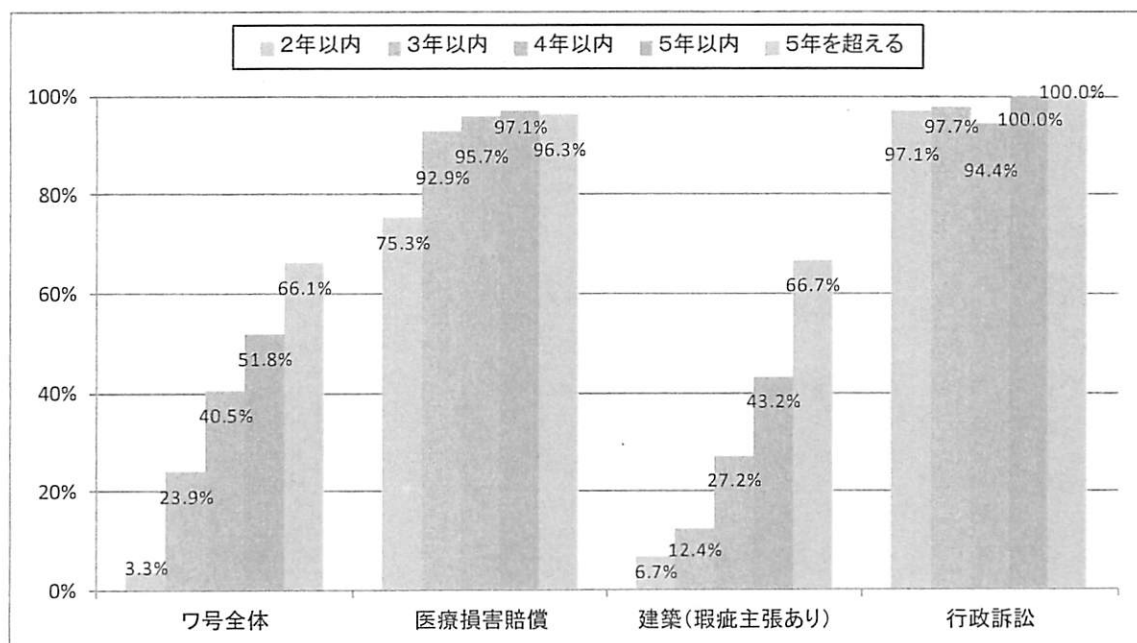
【グラフ18】既済事件の審理期間別事件割合（平成26年全国）

☞ 平成26年の既済事件の審理期間別の事件割合は、ワ号事件全体では、約95%が2年以内に終局しているが、平均審理期間の長い医療損害賠償請求訴訟や瑕疵主張のある建築関係訴訟では、2年以内に終局した事件の割合は約60%まで低下している。行政訴訟では、2年以内に終局した事件の割合は約85%となっている。



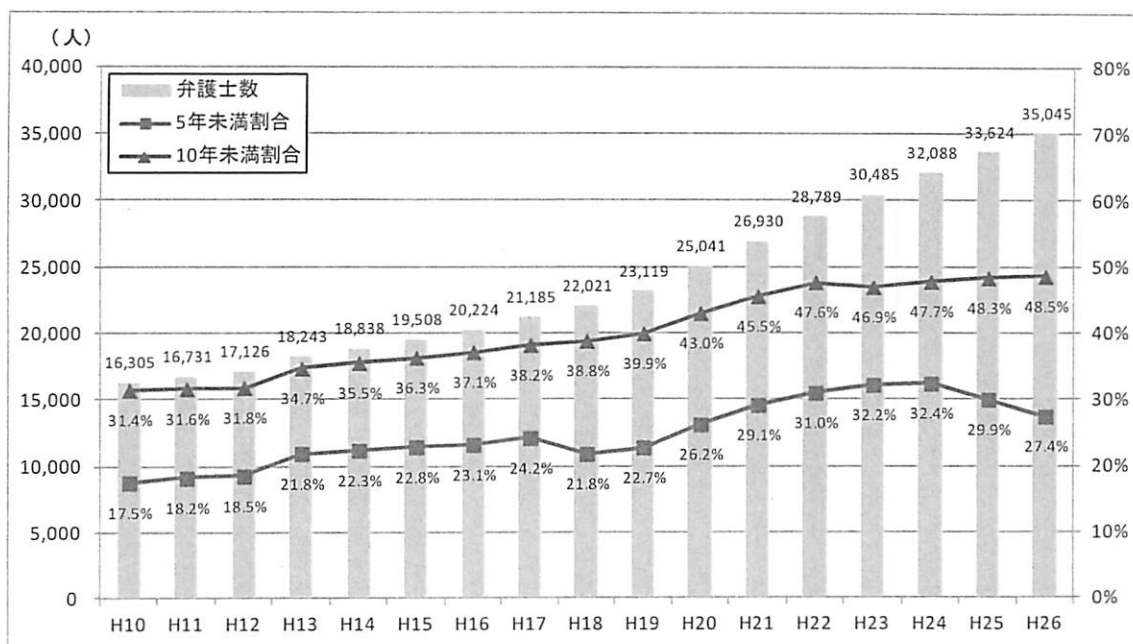
【グラフ19】既済事件の審理期間別の合議率（平成26年全国）

☞ 審理期間が2年を超える事件がどれくらい合議体で処理されているのかを審理期間別の合議率を見ると、医療損害賠償請求訴訟や行政訴訟ではほとんどが合議体で処理されているのに対し、瑕疵主張のある建築関係訴訟では合議体で処理されている割合がかなり低くなっている。



【グラフ20】 弁護士数⁹及び経験年数別の弁護士割合¹⁰の推移

☞ 弁護士数が急増し、特に、若手の弁護士の構成割合が非常に上昇し、経験年数10年未満の弁護士の割合が半数に迫る勢いであることが分かる。



⁹ 弁護士数は、各年3月31日時点の全国の弁護士数である（弁護士白書2014年版から引用）。

¹⁰ 経験年数別の弁護士割合は、平成26年3月31日現在の登録弁護士に関する情報（修習期別弁護士数、弁護士白書2014年版）を基に、各修習期における修習終了日の翌日から各年度末までの年数を経験年数とみなして推計した値である。したがって、平成10年から平成25年までの間に弁護士登録されていたが、平成26年に登録から外れている弁護士数は含まれていない。